

情報・システム研究機構奨学寄附金事務取扱規程

〔平成16年5月26日
制 定〕

最近改正 平成17年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「機構」という。)における奨学寄附金(以下「寄附金」という。)の受入れ等の取扱いについて、必要な事項を定める。

(受入基準)

第2条 次に掲げる条件が付されているものは、寄附金として受け入れることができない。

- 一 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、実施又は使用させること。
 - 二 機構が当該寄附金を受け入れることが、公序良俗に反する又は著しい不利益をこうむる場合。
- 2 前項に掲げるもののほか、寄附金を受け入れることによって機構に過度の負担が伴う場合は、寄附金として受け入れない。

(委任)

第3条 機構長は、機構が設置する大学共同利用機関(以下「機関」という。)に係る寄附金の受入決定権限を当該機関の長に委任する。

(受入れ)

第4条 機構長又は機関の長は、奨学寄附金の申込みを受けた場合は、その内容について審査し、受入れの可否を決定する。

- 2 機構長又は機関の長は、前項の寄附金の受入れを決定したときは、担当する出納責任者を通じ寄附者にその内容を通知するとともに、当該寄附金の申込みに関係する研究教育職員等に別に通知する。

(収納手続)

第5条 出納責任者は、前条の通知をしたときは、直ちに当該寄附金を納入する手続を行うものとする。

(経理)

第6条 寄附金の経理は、機構の会計規程の定めるところによる。

(研究教育職員の私的経理の禁止)

第7条 機構の研究教育職員は、機構又は機関の活動に関する寄附金を受け入れた場合には、この規程に定めるところにより直ちに機構に寄附手続を行うものとし、私的に経理してはならない。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか，寄附金の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成 1 6 年 5 月 2 6 日から施行し，平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は，平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。